

診療報酬改定

蔓延防止は解除されましたがコロナ感染は遷延しています。御殿場市内の病院、施設、診療所に於いても、感染者が少なからず出ており、まだまだ自由に出歩ける状況ではなく、当院の外来でも毎日のようにPCR陽性者が出ています。いくら軽症であっても感染すると10日間の療養を命じられるので、ワクチンを3回打ったからと言って全く安心できません。

さて4月1日から診療報酬が改定されます。今年度はコロナ禍でもあり、御殿場市医師会では、説明会を行いません。各医療機関独自で対応して頂くことになりました。

診療所の目玉としてはオンライン診療の点数、感染対策の点数などが新設されています。特に外来感染対策加算、連携加算、サーベイランス加算の3つをまとめてとると、10点が月1回加算できます。加算条件はかなり大変ですが、感染対策を実践している医療機関はとった方がいいと思われま(中核病院との連携や報告義務が煩わしい方には向いてませんが)。その他採血や注射手技など、また血液検査や各科での施術などなど変更点は多々ありますが、個々で対応してください。

またリフィル処方については反対意見も多いのですがこれに関しては医師会の意向は全く聞かれることもなく厚労省の決定と聞かされており、拒否はできませんが、抵抗なく処方できるものではないと考えています。